

青森生存権裁判上告棄却に関する声明

2016・2・19

青森生存権裁判原告団

青森生存権裁判弁護団

青森生存権裁判を支援する会

生存権裁判を支援する全国連絡会

本年2月17日、最高裁判所第二小法廷（鬼丸かおる裁判長）は、生活保護を受給する高齢者7名が青森市（6名）及び八戸市（1名）を被告として、老齢加算を減額・廃止する保護変更決定処分及び老齢加算分の保護費増額を求める保護変更申請に対する却下処分の取消しをそれぞれ求めた裁判の上告審について、上告棄却・上告不受理とする決定を行った。

我々は、最高裁のこの不当な決定に対して、満腔の怒りをもって抗議するものである。

生活保護の老齢加算は、高齢者の生活需要を満たすため、70歳以上の生活保護受給者に対して1960年以来支給されてきたものであり、憲法25条の規定する「健康で文化的な最低限度の生活」を高齢の被保護者に保障するために不可欠の制度であった。ところが、国は、老齢加算を2004年度から2006年度にかけて段階的に廃止した。この結果、青森県の場合、70歳以上の生活保護受給者は、単身世帯で月額8万5630円（2級地）ないし7万7560円（3級地）だった生活扶助費の合計（冬期加算時除く）につき、1万6680円（2級地）ないし1万5430円（3級地）も減額（約20%）され、受給者らは「健康で文化的な最低限度の生活」を維持し得ない境遇に追いやられた。

とりわけ、2級地・3級地であり、寒冷・積雪地である地域で暮らす原告ら高齢の被保護者は、都市部には見られない特有の経済的負担（交通費・暖房費等）を負わざるを得ず、全国一律の老齢加算廃止によって2級地・3級地の高齢被保護者の生活に与えられた打撃は深刻である。

我々は、2014年12月26日に上告・上告受理申立をして以来、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障している制度を後退させることは憲法25条に反するものであり、青森地裁・仙台高裁の判決には憲法25条の解釈に重大な誤りがあること等を主張してきた。ところが、今般の最高裁の決定は、我々のこれらの主張に対する正面からの判断を避け、単に「事実誤認又は単なる法令違反を主張するもの」であって上告理由にはあたらないとした。特に、本件については、昨年12月24日に、重要な憲法問題を含むものであるから事件を大法廷へ回付することを求めていたにもかかわらず、最高裁は今般の決定で「門前払い」をしたものであって、憲法25条解釈の問題を回避しようとする最高裁の態度は極めて不当である。

我々は、改めて今回の不当決定を糾弾するとともに、今後も引き続き、老齢加算の復活、生活保護制度の改悪阻止、さらには社会福祉・社会保障の切り下げ阻止のたたかいに粘り強く取り組む決意を表明するものである。

以上